

次のいずれかの該当箇所に必ず印を記入してください。

- 【4】 ※ その他の場合は、（ ）に事由を記載してください。

☐	失職のため
☒	倒産のため
☐	その他（ ）

※ 提出後、収入の増額、再就職や結婚などで年収見込額等に変更があった場合は、速やかに学校等に申し出てください。

【5. 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の家計急変の状況について】

次のいずれかの該当箇所に必ず印を記入してください。

①～⑥に記載のある方の確認書類を提出してください。

①	☒	保護者（親権者）2名分	◎次の①～④全ての項目の確認書類の提出が必要になります。 ① 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 ※ 離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等 ② 家計急変前の収入を証明する書類 ※ 課税証明書 等 ③ 家計急変後の収入を証明する書類 ※ 会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類 等 ④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類 ※ 健康保険証の写し（扶養親族全員分）、課税証明書（扶養親族全員記載に限る）等 ※に例示している書類が用意できない場合、①～④が確認できる他
②	☐	保護者（親権者） ・離婚、死別等に ・保護者（親権者） できない場合な ・（専攻科のみ） 場合、そのほか	
③	☐	未成年後見人（ ・親権者が存在せ ※ 未成年後見人 その者を除く。	
④	☐	生徒の生計を ・生徒が在学中に ない場合	
⑤	☐	主たる生計維持 ・親権者又は未成 ・成年に達してい	
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人	

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐	・所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	---

② 次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒	私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
-------------------------------------	--